

消費生活審議会へのオンライン参加要領（案）

埼玉県消費生活審議会

1 審議会に委員がオンラインで参加する場合の手続

- (1) 審議会にオンラインでの参加を希望する委員は、あらかじめ事務局あて申し出てください。
- (2) 委員からオンライン参加の申出があった場合、事務局は会長に説明し、会長の承諾を得ることにより、オンライン参加を可能とします。
- (3) オンライン参加する委員は、会議開催時刻より前に、別途案内される会議用URLから会議に参加してください。
- (4) インターネット回線や視聴に必要な設備等は委員がご自身で準備してください。参加にあたっては次のセキュリティ要件を満たす必要があります。
 - ア 使用する端末のOSやアプリケーションソフトは、メーカーのサポート期間内であること。
 - イ 使用するインターネット回線は、本人もしくは所属する組織が管理するものとし、フリーWi-Fi等は使用しないこと。
 - ウ パソコンを使用する場合は、必ずウイルス対策ソフトを導入し、最新の定義であること。

2 オンラインで委員が審議会に参加するに当たって守るべき事項

オンラインで審議会に参加する委員は、次の事項を守ってください。

- (1) 参加用URL、ID及びパスワードを他の者へ漏らさないこと
- (2) 他の者を代理で参加させないこと
- (3) 他の者が会議の映像や音声を視認又は聴取できる環境で参加しないこと
- (4) 会議中、発言時以外はマイクをオフにし、発言を行うときには会長の許可を得ること
- (5) 会議の録音、録画、スクリーンショットの撮影等を行わないこと。ただ

し、会長の許可を得た場合は、この限りでない。